

四日市市消防関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月16日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第6号

四日市市消防関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市消防関係手数料条例施行規則（平成18年四日市市規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（手数料の減免）</u></p> <p><u>第4条 市長は、四日市市手数料条例</u> <u>（平成12年四日市市条例第10号）</u> <u>第6条の規定に基づき、次の各号のい</u> <u>ずれかに該当するときは、当該各号に</u> <u>定めるところにより、条例別表第1及</u> <u>び別表第2に規定する事務の手数を</u> <u>減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(1) 管轄する区域で発生した災害が災</u> <u>害救助法（昭和22年法律第118</u> <u>号）の適用を受けた場合又はそれと</u> <u>同程度の被害を生じさせた災害であ</u> <u>ると認められた場合であって、その</u> <u>災害で被害を受けたことにより平常</u> <u>時とは異なる場所で一時的に危険物</u> <u>を貯蔵し、取り扱う必要があるとし</u> <u>て、消防法第10条第1項ただし書</u> <u>の規定に基づき指定数量以上の危険</u> <u>物を仮に貯蔵し、又は取り扱うとき</u> <u>免除</u></p> <p><u>(2) その他市長が必要と認めるとき</u> <u>免除又は減額</u></p>	

2 前項の規定により手数料の減免又は免除を受けようとする者は、消防関係手数料減免申請書（第1号様式）に、前条各号に該当することを証する書面その他参考となるべき事項を記載した書面を添えて市長に提出しなければならない。ただし、災害の発生直後等により四日市市危険物規制規則（昭和48年四日市市規則第39号）第2条第1項の規定に基づく承認申請を書面により提出して行ういとまがない場合、交通手段の確保が困難である場合その他減免申請を口頭により行うことに正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

附則の次に次の様式を加える。

第1号様式（第4条関係）

消防関係手数料減免申請書

年 月 日	
四日市市長	
申請者 住所 _____ 氏名 _____	
次のとおり手数料の減免を受けたいので、申請します。	
設置者 又は 所有者	住 所 氏 名
貯蔵、又は取り扱う場所	_____
申請等の種別	_____
納付すべき金額	_____
減免を受けようとする理由	_____
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

注 本申請書の提出部数は、2部とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(消防本部予防保安課)